

飼い主のいない猫の避妊去勢手術支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫（以下「猫」という。）の繁殖を抑制し、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、県内（熊本市を除く。以下同じ。）に生息する飼い主のいない猫の避妊去勢手術に係る支援について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。）がいない猫をいう。
- (2) 避妊手術 熊本県動物愛護センター（以下「センター」という。）において実施する卵巣、子宮のいずれか又は卵巣と子宮を合わせて摘出する手術をいう。
- (3) 去勢手術 センターにおいて実施する精巣を摘出又は精管を結さつする手術をいう。
- (4) 識別処置 避妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を実施した飼い主のいない猫に対し、手術を実施済みであることを示すために耳の先端をV字にカットすることをいう。
- (5) 適正管理 活動する地域における飼い主のいない猫の頭数、情報等を継続的に把握し、管理することをいう。
- (6) 捕獲 手術を目的として、捕獲檻等を使用して飼い主のいない猫を捕まえることをいう。

(行政の役割)

第3条 センター及び県内保健所は、この要綱に基づく支援（以下「本支援」という。）が円滑に行えるよう次のことを行う。

- (1) センターは、本支援事業の全体調整、支援の可否の決定、手術の調整、保健所への依頼状況等の共有、手術等を行う。
- (2) 保健所は、依頼書の受理、センターへの依頼書等の送付、本事業の支援を受ける者（以下「依頼者」という。）の主たる活動地域を管轄する市町村への依頼状況等の提供、支援の対象とした猫（以下「対象猫」という。）の一時預かり、返還等を行う。
- (3) センター及び保健所は、第1号及び第2号の他、対象猫の保健所とセンター間の搬送が必要な場合にあつては、協力して搬送を行う。

(依頼者)

第4条 依頼者は、飼い主のいない猫を減らすという活動目的を共有し、かつ、活動地域における飼い主のいない猫を適正管理することができる県内在住の2人以上の活動組織又はグループ（ただし、同一世帯のみで構成されるものを除く。）でなければならない。

(依頼及び可否の決定等)

第5条 依頼者は、次の書類を主たる活動地域を所管する保健所を経由し、センターに提出しなければならない。

- (1) 避妊去勢手術支援依頼書（第1号様式）
- (2) 活動地域の見取図及び管理している猫の一覧（第1号様式別紙1）
- (3) 飼い主のいない猫の避妊去勢手術支援依頼に係る確認書（第1号様式別紙2）

2 保健所は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、依頼者の本人確認を行うとともに、提出書類が揃っていること及び記載に不備がないことを確認し、依頼書類の受付を行う。受け付けた依頼書類は、依頼管理台帳を添えてセンターに送付する。

3 センターは、依頼書類の内容を審査した上で、支援の可否を決定し、依頼者へその結果を報告する。この場合において、支援可としたときは、対象猫の頭数、搬入場所、搬入日時（原則、手術日前日）、返還場所、返還予定日時（原則、手術日翌日の午後）等について依頼者と調整し、その結果を保健所へ報告する。

4 前項において決定した支援の実施期間は、決定日の属する年度の末日までとする。

5 支援可となった場合であって、実施期間内に、次に掲げる変更事由が生じたときは、依頼者は、避妊去勢手術支援変更依頼書（第2号様式）に変更後の内容を記載した第2号様式別紙1及び第1号様式別紙2を添えて、依頼書を提出した保健所を経由し、センターに依頼しなければならない。

- (1) 対象猫を追加しようとする場合（ただし、活動地域の変更を伴わない場合に限る。）
- (2) 活動者に関する事項を変更しようとする場合（ただし、対象猫の手術が全頭完了していない場合に限る。）

6 第2項から第4項までの規定は、第5項の規定により依頼申請書の提出があった場合について準用する。

(搬入、手術及び返還)

第6条 依頼者は、対象猫を捕獲し、指定された日時及び搬入場所へ搬入する。

2 搬入場所が保健所の場合、対象猫のセンター間への搬送は、センター又は保健所が行う。

3 センターは、対象猫の健康状態等を確認した上で、手術を実施し、識別処置を施す。

4 センターは、対象猫が疾病等により手術が実施できないと判断した場合、その旨を依頼者に伝える。

5 依頼者は、指定された日時及び返還場所で対象猫を引き取らなければならない。なお、第4項の規定により手術が実施できなかった場合においても、同様とする。

6 返還場所が保健所の場合、対象猫の保健所への搬送は、センター又は保健所が行う。

(手術費用の負担)

第7条 県は、依頼者に対し、対象猫の手術に係る費用負担を求めないものとする。

(市町村への情報提供)

第8条 保健所は、県内市町村の地域猫活動推進等に寄与するため、依頼者の主たる活動地域を管轄する管内の市町村に対して、第5条第2項（第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定により受付を行った依頼内容の一部（ただし、依頼者本人以外の活動者情報を除く。）を提供するものとする。

(依頼の取消し)

第9条 依頼者は、手術の依頼を取り消す場合は、指定された搬入日時までに、電話等によりセンター又は依頼書を提出した保健所へ届け出るものとする。

(問題の処理及び本県の責任)

第10条 本支援の対象猫に生じた問題は、依頼者が誠実に対応、処理することとし、県は責任を負わないものとする。

(状況報告)

第11条 保健所は、必要に応じて依頼者から活動目的の遂行状況の報告を求め、又は調査することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）5月9日から施行する。